

経理の窓12月号

平成28年12月1日月

寒椿が紅い花を咲かせて、寒さも本格的になってきました。暖かい日差しが貴重な師走です。 この一年間ありがとうございました。良いお年を迎えられますように。

今月の税務

法人: 10月決算法人の確定申告と納税

地方税: 固定資産税と都市計画税の第3期分の納付

接待飲食費(交際費)について

年末年始は、交際費等の支出の多い月ですね。交際費は、決算のときに、注意を払う科目の一つです。

- ・交際費とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係 のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをい います。
- ・接待飲食費とは、交際費のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用・飲食費で、法人税 法上、その整理保存を義務付けられている帳簿書類に一定の事項が記載されているものをいいます。 接待飲食費では、専らその法人の役員・従業員、これらの親族に対する接待等の支出は、除きます。
- ・次に掲げるような性質を有するものは、交際費等に含まれません。
 - ①寄附金 ②値引き及び割戻し ③広告宣伝費 ④福利厚生費 ⑤給与等

《交際費から除かれる費用》

- (1) 従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- (2)カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐい等の物品を贈与するために通常要する費用
- (3)会議に関連して、茶菓、弁当等の飲食物を供与するために通常要する費用
- (4) 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、 又は放送のための取材に通常要する費用
- (5) 1 人あたり5,000円以下の飲食費(役員、従業員に対するものを除く)

《交際費の損金算入限度額》

(1)資本金1億円超の法人

支出した交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を損金算入

(2) 資本金1億円以下の法人

(大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人等は除く。)

年800万円(定額控除限度額)までを損金算入(上記(1)との選択制)

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

《ポイント》

交際費(飲食費)は、接待の相手先や目的を、領収書の余白などに、メモを残すなど、後になっても わかるようにしておくことが大事です。

備付書類の例として、『経費精算書』に、接待の相手先や目的を記載することや『一人あたり5,000円 以下の飲食費等台帳』の活用が上げられます。

65歳以上の雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の従業員について、雇用保険が適用されます。

65歳以上の雇用者も雇用保険の適用対象者になりますが、平成32年度までは雇用保険料の徴収対象外となり、平成32年度より、64歳以上の方について雇用保険料の徴収が始まります。

- *雇用保険の適用要件
 - 1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上の雇用見込みがあること

雇用保険の適用要件に該当する場合、事業所所轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」の 提出が必要です。

- (1) 平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合→雇用した日の属する月の翌月10日までに届出
- (2) 平成28年12月末日までに雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合 →平成29年1月1日より高年齢被保険者となり平成29年3月31日までに届出
- (3)高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合→届出不要 65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後においても雇用されている被保険者 (高年齢継続被保険者)は、自動的に高年齢被保険者になります。



〇消費税率の引上げ時期の変更に伴う税制上の措置について (経理の窓11月号掲載) 消費税率の10%への引上げと軽減税率制度の導入時期を平成31年10月とする「社会保障の安定財源 の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改 正する法律案」は、11月18日に可決・成立しました。

有限会社たべい TEL 043-422-5836 FAX 043-422-5844 http://www.帳簿.jp 帳簿をつけます。http://www.tstabei.com 経理の窓 http://www.keirinomado.com

